

# 福生市教育委員会会議録

令和3年第8回定例会

- 1 開催年月日 令和3年8月20日（金）
- 2 開始時刻 午後2時30分
- 3 終了時刻 午後4時07分
- 4 場 所 第二棟4階 委員会室
- 5 出席委員 教 育 長 石 田 周  
委 員 渡 辺 浩 行  
委 員 加 藤 孝 子  
委 員 坂 本 和 良  
委 員 野 口 哲 也  
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦  
参事兼教育指導課長 勝 山 朗  
教 育 総 務 課 長 荻 島 正 義  
教 育 支 援 課 長 大 楠 功 晃  
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎  
スポーツ推進課長 矢ヶ崎 冬 木  
公 民 館 長 佐 藤 克 年  
図 書 館 長 宮 林 和 也  
教育施策担当主幹 重 末 祐 介  
指 導 主 事 古 川 祐 平  
指 導 主 事 田 邨 佳 宏
- 8 傍 聴 人 5名

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 報告第 15 号 令和 2 年度学校給食費収支決算について
- 日程第 4 議案第 38 号 令和 3 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 39 号 令和 3 年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和 2 年度分事務対象）について
- 日程第 6 議案第 40 号 令和 3 年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について
- 日程第 7 報告第 16 号 青色防犯パトロールの運用について
- 日程第 8 報告第 17 号 福生市立学校生理用品配置に係る実証実験について
- 日程第 9 報告第 18 号 福生市立学校宿泊行事实施のためのガイドラインについて
- 日程第 10 報告第 19 号 不登校傾向のある児童・生徒への支援と指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドラインについて
- 日程第 11 その他報告事項

【教育長】 ただ今から令和3年第8回福生市教育委員会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき渡辺浩行委員、加藤孝子委員を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2「教育長報告」を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。初めに、中岡教育部長よりご報告いたします。

【教育部長】 それでは、私より報告をさせていただきます。資料は3ページのA3判資料をお願いいたします。

緊急事態宣言下における市の方針に基づき多くの会議等は書面、リモートにより実施いたしました。この資料に記載はございませんが、昨日19日に新型インフルエンザ等対策本部会議が開催されました。

資料は本日お手元に配布させていただきました、タイトルが「福生市における新型コロナウイルス感染症対策について」でございます。8月31日までを期限とした緊急事態宣言の期間延長が国から発出されたことに伴い、福生市におきましても現状の施設の閉館時間の短縮、書面、リモート等による会議開催等の措置が国、東京都の方針に基づき9月12日まで延長することを決定しております。

次に、こちらも資料に記載はございませんが本日の午前9時から、コロナ禍でございますので関係者は少人数でございましたが、東京2020パラリンピック聖火リレー、採火式などが、ネッツ多摩S&Dフィールドにて開催され、石田教育長が出席いたしました。

なお、市民の皆さまには様子をご視聴いただけるよう後日、福生市公式YouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」にてお知らせをすることとでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。5月に多摩川の羽村地域において生徒の水難事故が発生し、福生市の児童・生徒に対する指導を行ったことを以前の教育委員会でご報告させていただいたところでございます。

既に報道でご存じかと思いますが今年8月6日に、同じく多摩川の昭島地域におきまして、児童の水難事故が発生しました。

今回の被害者も福生市の児童・生徒ではございませんが、いずれも隣接する市での事故でございます。このような痛ましい事故は決して起きてはならないと考え、8月9日には、事故当日と同様に真夏日でございましたので、朝から私ども教育委員会事務局で手分けをいたしまして、急ぎで注意看板を作成し、午後には市内の河川敷の入り口付近の30カ所に掲示をいたしました。

掲示物につきましては資料の9ページにございますが、現物についてはこちらをご覧ください。こちらでございます。掲示場所については資料11ページに、一例の写真を13

ページから添付させていただきました。

なお、当日は作成班と並行しまして、私と荻島教育総務課長で国土交通省京浜河川事務所多摩川上流出張所所長、福生警察署の生活安全課長、福生消防署警防課を訪問し注意看板の掲示をお知らせするとともに、今後の対策についての協力要請をいたしました。

福生警察署の情報では、羽村市の事故後は地域住民から心配の声が寄せられていることが増え、福生警察にパトロールを実施いただいているということでございました。

また、資料5ページから8ページは福生消防署より提供いただいた資料でございます。これらを用いまして、まだ暑い日が続きますのであらためて校長会でも注意喚起をまいります。

児童・生徒の安全対策につきましては、この後に日程第7、報告第16号にございますが、ここで青色防犯パトロール車を整備いたしましたので、その運用について報告をさせていただきます。いずれにいたしましても児童・生徒の命に関することにつきまして、その対策については躊躇なく実施してまいりたいと考えております。私からの報告は以上でございます。

**【教育長】** 次に、勝山教育部参事より報告いたします。勝山参事。

**【参事兼教育指導課長】** 続きまして、学校教育に関する所管事務についてご報告申し上げます。資料の15ページをご覧ください。

資料では2点でございますが、全部で5点ございます。1点は、2学期始業式でございます。来週の8月27日から2学期が始まります。

2点は、行事等の予定についてでございます。初めにア「中学校修学旅行」でございます。福生第一中学校が9月8日から、福生第二中学校が9月25日から、福生第三中学校が9月28日から2泊3日の日程で奈良・京都方面へ行く予定でございます。なお、9月12日まで緊急事態宣言が延長される見込みであることから、福生第一中学校につきましては中止または延期を検討してございます。

次に、イ「小学校日光移動教室」でございます。福生第二小学校が9月18日から、福生第三小学校が9月5日から、福生第六小学校が9月10日から2泊3日の日程でございます。しかしながら、3校とも10月または3月に延期を決定したところでございます。

次に、ウ「小学校名栗自然教室」でございます。福生第二小学校が9月5日から、福生第四小学校が9月21日から、福生第五小学校が9月23日から1泊2日の日程でございます。福生第二小学校は、11月に延期を決定いたしました。なお、記載はございませんが、福生第五小学校につきましても10月ではなく11月への延期を決定したところでござ

います。

次に、エ「オーケストラ鑑賞教室」でございます。福生市民会館を会場に午前中は小学校第6学年、午後は中学校第2学年または第3学年を対象に行います。東京都が事業者向けに要請しているイベントの開催制限である収容定員の半分以下を保ち、間隔を空ける等の感染防止策を講じた上で実施する予定でございます。

次に、オ「道徳授業地区公開講座」でございます。福生第一中学校が9月4日、福生第二中学校及び福生第三中学校が8月28日、いずれも土曜日に学校公開を兼ねての実施予定となっております。なお、緊急事態宣言中のため学年ごとの実施やオンラインでの公開等、その公開方法等については各学校で工夫して実施する予定となっております。

次に、カ「運動会・体育祭」でございます。福生第一小学校が9月25日（土曜日）、福生第二中学校が9月16日（木曜日）、17日（金曜日）に実施の予定でございます。

最後に、キ「職場体験」でございます。福生第二中学校は9月8日から、福生第三中学校は9月28日からいずれも3日間の日程で実施予定でございます。なお、福生第一中学校につきましては6月30日からの3日間で既に実施済みでございます。

3点は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等についてでございます。資料はございません。8月以降に、児童・生徒の新型コロナウイルス感染症への感染等について報告が届いております。8月18日現在、夏季休業期中における児童・生徒の感染者は7名、濃厚接触者は8名でございます。また、夏季休業期中における教職員の感染者は1名、濃厚接触者は1名でございます。

8月27日から始まる学校生活で感染が拡大しないよう、基本的な感染防止策を徹底するとともに児童・生徒、保護者に向け、発熱があつたり、少しでも風邪の症状等があつたりする場合には登校を控えるよう改めて促してまいります。

4点は、教職員のワクチン接種でございます。こちらも口頭にてご報告いたします。福生市では市長のお考えから、東京都に先んじて福生市における教職員優先接種の計画を検討しております。

具体的には、福生市立小・中学校の教職員を含む学校関係者及び近隣の都立学校2校の教職員を対象に、夏季休業期中に2回のワクチン接種ができるよう福祉保健部と連携し対応を調整してまいりました。

その後、東京都教育委員会からも教職員を含む学校関係者を対象とした優先接種の案内が届き、希望する学校関係者のワクチン接種について東京都教育委員会へ報告をしたところでございます。

本市の小・中学校関係者のワクチン接種でございますが、福生市での接種希望者が86名、東京都での接種希望者が210名で現在接種を各々で行っているところでございます。

5点は、東京2020パラリンピック競技大会の学校連携観戦についてでございます。こ

ちらも口頭にてご報告いたします。東京都教育委員会によりますと、東京2020パラリンピック競技大会は学校連携観戦を実施するとのことでございますが、本市といたしましては先月の定例会においてご報告申し上げたとおり、全ての観戦を中止する判断に変更はございません。以上でございます。

**【教育長】** 勝山参事、ありがとうございました。

確認ですが、8月11日現在で緊急事態宣言も延期になったので、福生第一中学校の修学旅行中止、延期の判断ですが、今現在はどのような状況になっているのか、補足説明をしていただいてよろしいでしょうか。

**【参事兼教育指導課長】** お答えいたします。

第一中学校の修学旅行につきましては現段階では中止、延期のどちらかについてはまだ判断をしていないところでございます。

しかしながら、この9月8日から10日までの日程で実施すること自体は行わないという判断をしたところでございます。以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございました。以上で、報告は終わりました。ご質問がありましたら、お願いいたします。

**【野口委員】** 一点、中学校の職場体験について確認をお願いします。新型コロナウイルス感染症がこれだけ流行しているということで、感染防止対策の協力を依頼するものなかなか難しいところもあるかと思えます。そういった中で、子どもたち及び事業所等の方が感染しないように、事業所等との連携で何か例年と違う工夫や取り組みが行われているのかどうかを、お聞かせいただければと思います。

**【参事兼教育指導課長】** お答えいたします。

このコロナ禍の中での職場体験において、新しい取り組みというのは特段ございません。ただ、非常に難しいところは、感染が広がっていくことを心配し、子どもたちの受け入れを当初は許可していたけれども、「やはり今回は遠慮させていただきたい」とお考えが変わっていくことも十分想定されます。

つきましては、各中学校では実施を年度当初に確認したことに加えて、実施の前に各事業所にあらためて受け入れていただけるかどうかを確認し、受け入れの再調整をしているという実態がございます。

加えて、もし事業所等で受け入れていただけない場合は、福生市役所で何とか受け入

れていただくことはできないだろうかという、個別の相談を校長から受けておりますので、教育委員会、また市長部局とも連携をして進めていきたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【野口委員】 はい。ありがとうございます。

【教育長】 他にはいかがでしょうか。

【加藤委員】 道徳授業地区公開講座についてです。「広報ふっさ」にも掲載があったかと思います。先ほどはリモートや小規模の学年ごと、クラスごとというお話を伺ったのですが、一般市民への告知というのはどうなっているのでしょうか。

【参事兼教育指導課長】 お答えいたします。

現段階では、その具体的な方法について結論が出ている状況ではございません。ただ、いずれにいたしましても、市民に開かれた講座であるということから、ホームページ等でお知らせをするなど周知をしていく、そのようなかたちで指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 他によろしいでしょうか。

【坂本委員】 8月27日から2学期が始まるわけですが、巷ではやはり子どもたちの学校が始まることによる感染の拡大がかなり心配されているという状況であります。学校が始まったから子どもたちの間での感染が広がったということのないように、これまで以上に気を付けていただければと思います。

それから、先ほど野口委員からの質問にあった職場訪問についてです。受け入れ側の事業所のほうがいいのかどうかということだけではなく、その事業所の中でどのような感染対策が行われているのかということの確認を併せて学校のほうでやるように指示していただけないでしょうか。

受け入れるほうは許可しますよと言っても、その職場の中での感染対策が不十分であったら行った子どもたちが不安になります。その辺も併せて学校への指示をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【参事兼教育指導課長】 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の、8月27日の学校が始まってからの感染拡大を防ぐために、教育委員会といたしましては本日臨時の校長会を開催する予定でございます。

その中でも触れさせていただきますが、感染が疑われるような症状がある場合には、あるいは同居家族等で感染が疑われるような家族がいる場合には、まず学校にご連絡・ご相談いただくようなことも、各家庭に周知をしていきながら感染拡大を防いでいきたいと考えているところでございます。

2点目の事業者の感染対策につきましても、学校に指導をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

【教育長】 他によろしいでしょうか。

【坂本委員】 学校で感染が広がるというのは、子どもたちが同じ学校の中で一緒に生活することが、一番影響が大きいと思いますので、家庭にきちんと協力、理解をいただいて、ウイルスを学校内に持ってこさせないような協力体制を、ぜひ依頼していただきたいと思います。家庭の協力が無い限り、これはなかなか難しいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

【教育長】 他にはいかがでしょうか。

【新藤委員】 今の職場体験の件ですが、坂本委員がおっしゃったように学校側あるいは事業所に対してはもちろんです、やはり生徒に対してこの時期に事業所に行って職場体験し、働くということの意味を学ぶということを鑑みまして、通常のことではなくて、きちんと自分たちが何を学ぶべきか、どういった点を特に見てくるべきか、そういったことのご指導を、今回はより丁寧に子どもたちにさせていただきますようお願いいたします。

【参事兼教育指導課長】 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

事前指導の充実という部分につきましても、各学校に指導をしてまいりたいと考えております。

なお、私からの職場体験の口頭でのご説明で、第二中学校が既に実施済みであるところを口頭では「第一中学校」というふうに違ったご説明をいたしました。第二中学校が既に実施を終了しているということで、訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。以上でございます。



【教育長】 教育委員会資料の15ページが正しいということによろしいですね。ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に日程第3、報告第15号「令和2年度学校給食費収支決算について」を議題といたします。大楠教育支援課長より内容説明をお願いします。

【教育支援課長】 それでは日程第3、報告第15号「令和2年度学校給食費収支決算について」のご説明をいたします。

初めに、本件につきましては7月5日から7月20日まで書面にて開催いたしました「福生市学校給食センター運営審議会」において同様の報告をさせていただいております。

また、学校給食費は令和2年度から公会計化され、今回が初めての決算報告となります。従来の書式から見直しを行い、新たに学校給食費の収支均衡を図るために設立した学校給食運営基金の運用状況も追記してございます。

それでは、収支決算についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の19ページ「令和2年度学校給食費収支決算について」をご覧くださいと思います。ご説明に当たりまして予算額及び調定額の説明は省略させていただきます。

まず、1「収入」についてご説明いたします。最初に、表の一番上の「学校給食費」でございます。表の中ほどになります、収入済額は1億4,322万4,180円、収入未済額は154万7,190円で、3万3,235件分の児童・生徒の学校給食費となります。

次に「学校給食費滞納繰越分」は平成29年度から令和元年度分までの未収金でございます。収入済額は71万9,730円、収入未済額は118万5,060円で194件分の費用となります。

次に「教職員等給食費」は防災食育センター施設見学等試食費1万1,880円を含む費用となりまして、収入済額の1,972万2,320円は3,994件分の費用となります。

次に「廃油売払収入」につきましては、収入済額が4万7,900円となりました。次に「財産譲渡金」の1,233万8,628円につきましては、閉鎖した私会計で発生しました残余金で、公会計へ財産譲渡を行ってございます。

以上、収入全体における収入済額の合計は1億7,605万2,758円で、収入未済額は273万2,250円でございます。

続きまして、2「支出」についてご説明いたします。科目の1番目「賄材料費」につきましては3項目に区分してございます。お米やパン等の主食費は、支出済額は2,027万5,202円、野菜や肉類等の副食費の支出済額は1億995万6,985円、共に177回提供させていただきました。

次に、牛乳費の支出済額は3,402万9,034円、61万5,826本を提供させていただきました。

最後に「積立金」は1,233万8,628円でございますが、収入で受け入れました公会計移行に伴う財産譲渡金を学校給食運営基金へ積み立てしております。以上、支出全体における支出済額合計は1億7,659万9,849円となりました。

次に、3「単年度収支額」でございますが、収入済額合計Aから支出済額合計B及び翌年度基金積立額として学校給食費滞納繰越分Cを差し引きしました、単年度収支額は126万6,821円のマイナスでございます。

こちらのマイナスの理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策でパンを個包装に、また皮付き果物をゼリーなどのデザート類に切り替えたことによるものでございます。

最後に、4「学校給食運営基金（運用状況）」でございます。支出でご説明いたしました財産譲渡金に利子308円を含んだ、1,233万8,936円が積立額でございます。

なお、3「単年度収支額」のマイナス分の補填につきましては、この後にご審議がございます議案第38号「一般会計補正予算（第5号）」に記載がございますが、令和3年度当初予算繰入金見込み分79万7,695円に、差額46万9,126円を増額補正し調整するものでございます。

また、基金への積立金につきましてもCの学校給食費滞納繰越分収入未済額71万9,730円の積み立てをすることから、当初予算見込み分88万6,000円から差額16万6,270円を減額補正するものでございます。ご報告は以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

**【渡辺委員】** 教えてください。滞納は、平成29年からの累計ということなのですが、令和2年に限ってはどれくらいですか。

**【教育支援課長】** 令和2年度につきましては学校給食費の一番上の収入未済額154万7,190円、こちらの金額になります。以上です。

**【渡辺委員】** 件数も教えていただけますか。

**【教育支援課長】** 361件でございます。

【教育長】 他にはいかがでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第15号は、報告のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって報告第15号は、報告のとおり承認することといたします。

次に日程第4、議案第38号「令和3年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」を議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 日程第4、議案第38号「令和3年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」提案理由ならびに内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の21ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので本議案を提出するものでございます。

23ページから35ページまでが意見聴取の写しの資料でございます。補正予算の内容につきましては、26ページをお願いいたします。令和3年度福生市一般会計補正予算（第5号）の第1条のとおり、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ10億224万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、それぞれ276億4,678万6,000円とするものでございます。

教育に係る補正内容について、ご説明申し上げます。歳入につきましては、30ページをお願いいたします。第20款、中段にございます第2項、第8目、第1節、説明欄1、学校給食運営基金繰入金46万9,000円の増額は、先ほどご説明がございました令和2年度学校給食費決算における単年度収支の不足分126万6,821円を補填するもので、当初見込んでおりました79万7,000円に不足する46万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。31ページをお願いいたします。第9款、第1項、第2目、説明欄9、ICT推進事業費、小学校及び中学校ICT推進事業903万5,000円の減額は、令和4年3月1日から令和9年2月28日までの5年間を期間とする小・中学校における校務系パソコン等の電算機借り上げ契約に係る契約額の確定に伴う減額でございます。

32ページをお願いいたします。第9款、第4項、第2目、説明欄4、公民館本館費、市民文化祭事業498万円の減額は、11月に予定しておりました第50回記念福生市民文化祭が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったことによる事業費の減額でござい

ます。

33ページをお願いいたします。第9款、第5項、第1目、説明欄5、市営プール費、市営プール管理運営事業、2,050万8,000円の増額は新型コロナウイルス感染症の影響による夏季プール事業の中止による指定管理委託料380万4,000円の減額と、プール設備であるろ過器の老朽化による更新工事にかかる工事請負費2,431万2,000円との相殺によるものでございます。

34ページをお願いいたします。第11款、第1項、第11目、説明欄1、積立金16万6,000円の減額は学校給食運営基金への積立額でございまして、当初見込んでおりました学校給食費の滞納繰越額88万6,000円に対し、実際の収入額が16万6,270円不足したため16万6,000円減額を行うものでございます。

以上、議案第38号「令和3年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」の説明とさせていただきます。ご審議をいただき、原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり同意することに、ご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

**【教育長】** ご異議なしと認めます。よって議案第38号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第5、議案第39号「令和3年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和2年度分事務対象）について」を議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

**【教育総務課長】** 日程第5、議案第39号「令和3年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和2年度事務事業対象）について」提案理由ならびに、その内容についてご説明申し上げます。資料37ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会はその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成し議会に提出するとともに公表する必要があるため本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、報告書の作成に当たりましては本市教育委員会で令和2年度に

実施した134事業のうち福生市教育振興基本計画第2次の体系に基づく教育推進プランに示された30事業を抽出いたしまして事業の点検評価を行いました。

また、評価を行う有識者としては5月の教育委員会定例会にて、岩崎久美子氏と増淵達夫氏の2名をお決めいただきましたが、6月30日に第1回会議を開催し有識者に対して各事業の所管課から点検評価の対象となる事業の取り組み状況について説明を行いました。

第2回目としては7月19日に事業や取り組みについて質疑応答を行い、お2人から評価をいただいております。

それでは、報告書の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の議案第39号資料をお願いいたします。3ページから4ページをお開きいただきますと、3「事務事業及び外部評価一覧」となっております。

評価対象の30事業についてまとめてございます。4ページの下段には外部評価における評語をまとめております。30事業のうち継続が26件、拡充・展開が3件、改善が1件、縮小・統合及び終了は共に0件となっております。

12ページをお願いいたします。今年度から評価シートの様式を変更いたしましたので、ご説明申し上げます。様式上の上欄1、①の部分は福生市教育振興基本計画実施計画、通称「推進プラン」における基本方針、推進事業及び事業概要欄となっております。

②の欄は、事務事業ごとの令和2年度の主な取り組みに対し自己評価を記載し、A～Cの評語を付しております。なお、自己評価に当たりましては事業指標を用いての定量的な評価と、取り組み状況等による定性的な評価等をその要素としております。

③の欄は、令和2年度事務の取り組み及び自己評価を受けての外部有識者からのコメントと評語を記載しております。13ページから42ページにかけましては、個々の事業評価シートとなっております。

お時間の都合で全ての内容についてのご説明が難しいため、評価者による評語が拡充・展開となった事業、事案2件、改善となった事案1件についてご説明申し上げます。19ページをお願いいたします。

不登校対策事業につきましては不登校特例校分教室など先駆的な取り組みの効果の検証を通じ改善を図ること。また、多角的な取り組みの必要性等のご指摘をいただき拡充・展開の評語をいただいております。

24ページをお願いいたします。学校マネジメント強化事業について、こちらにつきましては教員の負担軽減について環境的な負担軽減策だけではなく心理的な面での負担軽減策についても必要である旨をご指摘いただきまして、拡充・展開となっております。

恐れ入りますがページをお戻りいただきまして、16ページをご覧ください。オリンピック・パラリンピック等教育推進事業についてはオリ・パラ教育の内容を新たなかたち

で展開する必要性についてご指摘いただき、改善となっております。

なお、他に1件の拡充・展開を除く、他の26事業につきましてはコロナ禍における事務事業内容の変更や、中止等の影響を受けつつも感染対策を講じオンラインでの対応等を実施したこと、準備等に対して遺漏なく取り組めたこと等について評価をいただきまして、継続となっております。

次に、8ページから11ページには、外部評価者2名からいただきました評価を記載してございます。基本方針ごとに取り組み等についての課題や評価をいただくとともに、今後の展望についても触れられております。

総評におきましては、岩崎氏からは職員それぞれが福生市の実施する先進的な取り組みについて外部発信する必要性、増淵氏からはポストコロナを見据えて適切な事業評価を行うことの重要性や、小・中学校のICT推進事業において児童・生徒への1人1台端末の整備がされたことを通じ、その機能を十分に生かすことの重要性についてご指摘をいただいております。

以上、令和2年度事務事業についての点検評価の概要となります。なお、本報告書につきましては市議会や市内小・中学校、図書館等に配布する他、ホームページにおきましても掲載し、広く周知する予定でございます。

以上、議案第39号「令和3年度福生市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和2年度分事務対象）について」の説明とさせていただきます。ご審議をいただき原案のとおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がありましたら、お願いいたします。

**【坂本委員】** それぞれの部署の担当事業について十分評価していただいて、まとめられた資料だと思います。ご苦労さまでした。資料としてまとめるだけではなくて、大事なのはこれを次年度以降の事業の実施に対してどのように改善していくかということだと思いますので、今回まとめられたものを基に、次年度はさらに良くなるような工夫、改善を心掛けていただければと思います。よろしく申し上げます。

**【教育総務課長】** ありがとうございます。

**【新藤委員】** これまでになく、本当に充実した評価内容で用意していただいたと思います。本当に、ありがとうございます。

その中で今後へのお願いや、気になった点がございます。まず、事業の指標として、

養護教諭支援員の時間数を指標に挙げているものがございます。これは外部評価者からも指摘がありました。

私は次年度へ向けて、これまでもずっとそのことは課題だったと思いますが、ぜひ適正な指標を挙げていただきたいと思います。

なぜならば、教育の現場を回ってみて、補助員が付いているということの意味が何なのかと曖昧なまま、各学校で教員の活用の仕方によって、それがはたして有効かどうかということも明確でないままずっときており、単に人を充てているというような課題がありました。

その点とも関連すると思いますので、ぜひその指標として、単に時間数を使えばいいというような内容ではなく、そのあたりを考慮した指標が良いのではないかと感じております。私も更に考えてみます。非常に難しいとは思いますが、よろしく申し上げます。

それから教育相談事業に関してですが、一つはこのコロナ渦で非常に電話相談が増えたということがありました。それについて190件程増えたというのですが、電話回線の数はそのままなのでしょうか。

やはり電話相談というのは、私も経験がございまして、相談者の意をくみながら対応をしなければいけませんので、非常に時間のかかるものです。

この相談件数が増えていく状況、あるいは今後の社会の情勢も踏まえた上で、相談員のことだけではなく、ぜひ相談体制として電話回線のことも、考えていただけたらありがたいと思いました。

相談員に対しても充実した研修が行われているという評価で、私もその通りだと思います。ただ、非常に相談室が難しいのは、学校現場からあがってきたものを、コーディネートしながら教育条件に従って指導、支援を考えていかなければならないという点なのです。

福生市は、非常に現場の状況が充実してきたと思います。すなわち教員、先生方の現場のスキルが上がりました。それから巡回の先生をはじめ、専門員が回るという体制も出来上がっています。

しかし、その次の課題として出てきているのは、その上がったスキルの中でそれぞれの立場で子どもを見るという状況が出来上がってしまった、すなわち教員が集団生活や授業を教える点で困っており、そのことが相談の前面に出てきています。

それから巡回の先生方は、適応できないということに焦点を当てて子どもを相談室にあげてくると、そのことを受け止めた教育現場の条件の中で、子どもに生活してもらわなければいけない。これを取り組むのが相談室なのですが、現状の中では担任は担任で、そして巡回は巡回で違ったものがきたとすると、学校は何をやっているのだ、もう少し学校として統一したものをあげてくださいということになり兼ねません。

ですので、教育相談室は学校現場の制約や条件を頭に入れた上で、子どもたちの学びというものを、どのようにコーディネートしていくのが重要になると思うのです。

研修の内容が更に専門化していくということは大事なことです、それと同時に教育相談室というのは、やはり限られた条件の中で、常にある教育を継続させていくという力を付けていかない限り、より専門的に走ってしまいますと、結局、子どもはそれぞれの言い分の中ですり落ちていき救われれないという事態になってしまう可能性もあります。

そのあたりは、相談室がどうコーディネートできるか、対応する力量を持つことが重要です。

家庭の条件もありますし、学校の条件もある、担任の力量の条件もある、それぞれの条件を踏まえ、巡回で回っている先生の質によっても全然違ってきます。どのような心理学をやっているかによっても、見立てが全然違ってきます。

そういうことを全部受け止めた上で、福生の教育条件の中で、子どもをどうやっていくかということになると思います。ぜひそのあたり視点をしっかり持った上で研修し、研修しただけで終わりにせず、相談員は今受け持っている事例にどうそれを活かすのかということ話し合いなり、さらなる学習の機会もきちんと研修の後に設けていただきたい。学んだことを現実に反映していかなければ意味がないわけですから、相談室長あるいは管理職の方々、センター長が先頭に立ち流れを作っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。体制がそろうこと、専門性が進むことによって、落ちこぼれていく子どもがでないように、ぜひともお願いしたいと思います。

**【教育長】** それでは、1点目の指標のことについては何かありますか。

**【教育総務課長】** 新藤委員からも触れられた指標の適切性につきましては、課題と捉えております。令和3年度、本年度の指標につきましても、今回の評価や委員のご指摘を踏まえて再度検討し、必要であれば改めて教育委員会へ指標の変更を諮らせていただきたいと思っております。

令和4年度以降につきましては、今の視点も含めて捉えていきたいと思っております。以上です。

**【教育長】** 補補足をいたしますと、今回の評価は30事業を絞ったわけですが、これは令和2年の2月に議決いただいている「福生市教育推進プラン」に既に、もうその指標は載ってしまっております。

その指標をあえて変えないで今回は外部評価を受けたわけですが、評価者の方からも、新藤委員と同様の御指摘がございました。令和4年度に行う外部評価についても、今年



と同様に、令和3年2月に策定した「福生市教育推進プラン」の中で、すでに指標が定まっておりますので、その指標について、見直したいと存じます。あらためて定例教育委員会の場で提案をさせていただきたいと思っております。

2点目はどうでしょうか。

**【参事兼教育指導課長】** ご意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず1点目の電話相談の増加に伴う回線の数、環境整備というご意見をいただいたところでございます。こちらにつきましては、相談の増加というのが非常に我々としてはいいこととして捉えております。

さらに今後はICTの環境等も整備されていることを踏まえながら、さまざまな相談活動の在り方も出てくるかと思えます。電話回線を増やしていくということも一つの選択肢としながら、今後の相談体制の在り方ということについても十分に検討してまいりたいと考えてございます。

2点目の相談員等の研修、現場の実情を踏まえたスキルアップということでの研修の充実についてでございます。こちらは現段階ですぐに研修の場をつくっていくということとはできていないのが現状でございます。

しかしながら、その中で子どもが被害者になってはいけないということは事務局としても非常に強く感じているところでございます。ついては専門性の高い者同士の見取ったものの中ですれ違い、あるいは食い違い等が起これないように、それこそ現場での専門的知識を持った指導主事、主幹、さらには教育支援課長が小まめに教育相談室のほうには出向くようにいたしまして、さまざまな相談員の感じていること、あるいは親御さんから聞き取っている情報、さらには学校の教員がどのような見取りをしているのか、そのあたりを十分に聞き取った上で調整をするよう、今年度は多くの機会で教育相談室に行くように私どもで努めているところでございます。

すぐに研修の充実というところに結び付けていくのは難しいかもしれませんが、子どもが被害者にならないように、我々はできることを考えてまいります。以上でございます。

**【教育長】** 新藤委員、よろしいでしょうか。

**【新藤委員】** はい。よろしく願いいたします。

**【教育長】** 他にいかがでしょうか。

【渡辺委員】 お二方の先生に評価・点検いただきました。増渕先生の総評を見ておりまして、「本市の教育の充実ばかりでなく、全国に発信していただくことを強く期待している」と書いてあるのです。

おそらくこれは、既に我々がやっている英語教育など実施していることをホームページ等で見られた上で、なおかつ強く発信してほしいという期待を持っているということだと思っております。これは教育委員会としてこれ以上に、今以上に何か強く発信していく手だてなり何なりのお考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【教育総務課長】 総評でいただいている発信について、30事業の中で個々の事業はすごく充実しているなど、様々な評価をいただく中、実際にどのようなかたちで、現在のコロナ禍で発信していくのかは工夫が必要であると考えます。

個々の事業については福生市公式YouTubeチャンネル「福生市メディアラボ」を使って発信ということができのですが、教育委員会全体として何かシンポジウムや、そういうことを今後はできないかという検討をしていく必要があるのかとは思っております。

具体的に今はございませんが、ご意見いただいたところは強く感じております。以上です。

【渡辺委員】 ぜひお願いします。

【参事兼教育指導課長】 荻島課長からご説明があったとおりですが、少し補足させていただきます。私どもでできることは何だろうということは少しずつ考えてございます。

教育委員会として取り組んでいくことも、もちろんありますし、各学校がそれに関連してさまざまな工夫を講じて実践しているものもございます。これらはさまざまなメディアに取り上げられることで地域、東京都、さらには全国にその情報が届いていくのかなと考えてございます。

私どもとしては、やったままで終わらず、できることであれば新聞やテレビといったところに情報を積極的に投げかけ、取材をしていただける、興味を持っていただけるような働きかけはできる限りしていきたいと、このように考えているところでございます。以上でございます。

【渡辺委員】 福生の定住化にも、きつとつながってくることだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

【教育長】 はい。ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

それでは、今までいただいたご意見を大事にしながら、年度後半の事業についても改善していきたいと思っております。他にはよろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって議案第39号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第6、議案第40号「令和3年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について」を議題といたします。菱山生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

【生涯学習推進課長】 それでは日程第6、議案第40号「令和3年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する答申について」をご説明申し上げます。資料は39ページをご覧ください。

まず提案理由でありますが、福生市社会教育委員の会議の答申に基づきまして、令和3年度において社会教育関係団体に対し補助金を交付したいので、本議案を提出するものでございます。恐れ入りますが、資料の41ページをご覧ください。

答申の内容は令和3年7月28日付、福社会発第4号により福生市社会教育委員の会議の議長から福生市教育委員会に対しまして、令和3年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について、交付すべき団体の補助金額を次のとおりに決定した旨の答申をいただきました。

なお、本議案は令和3年6月25日の第6回教育委員会定例会においてご審議いただき、社会教育関係団体に対する補助金の交付について社会教育委員の会議に諮問する旨の御決定をいただきましたので、それに基づく答申でございます。

交付すべき団体と補助金額の内訳につきましては表のとおりでございまして、福生市文化協会へ81万円、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会へ42万1,000円、福生市立小中学校PTA連合会へ5万円でございます。

私からの説明は、以上でございます。ご審議を賜りまして、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。質

疑はございませんでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第40号は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって議案第40号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第7、報告第16号「青色防犯パトロールの運用について」を議題といたします。荻島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。荻島課長。

【教育総務課長】 日程第7、報告第16号「青色防犯パトロールの運用について」のご説明をいたします。資料の45ページをご覧ください。

まず、1「趣旨」でございます。こちらは児童・生徒の通学途上で発生する不審者情報等に対し市教育委員会で青色防犯パトロールを実施し、児童・生徒の安全確保及び安全な町づくりを推進しようとするものでございます。

本日は当日配布しております、福生市教育委員会青色防犯パトロールカー運用基準を、恐れ入りますがご覧ください。本基準は、実際に青色防犯パトロールを実施する際の準則となり、第3条では警察署が実施する青色防犯パトロール講習を受講した際に交付されるパトロール実施者証を所持する者以外は実施できない旨を規定しております。市の職員は、全て基本的にはこちらのパトロール実施者証は所持しておるかたちとなっております。

第5条では青色防犯パトロールを実施するケースを定めており、第1号の警察等からの不審者情報の提供があったときの「警察等」の中には、児童・生徒から学校への通報に基づく件も含まれております。

よく多いのは学校に保護者と子どもが、どこの公園で不審者を見ましたという通報を学校にしてきて、学校から市教委に連絡がくるというかたちを想定しております。

資料45ページにお戻りください。2の運用の「開始時期」は令和3年8月27日、小・中学校の第2学期開始日としております。3「使用車両」でございますが、47ページをご覧ください。

先ほど教育部長からありましたとおり、市が所有する青色回転灯設置済み公用車は現時点では全部で25台ございます。No. 6からNo. 20までの15台が教育委員会で管理する車両となっております。

次に、お戻りいただきまして4「対応フロー図」をご覧ください。実際に青色パトロールを実施する流れを記載しております。①で教育委員会が関係部署等から不審者情報

を受理した後、②で教育指導課が各小・中学校及び関係機関に安全確保に関する情報提供をFAXにて発出しております。こちらの流れは現在も行っておりです。

③で教育長（不在の場合は教育部長）がパトロールの実施を判断いたします。④の実施する場合がございますが、⑤にございます教育総務課で関係部署・機関に連絡いたします。

連絡先として想定しているのは青色防犯パトロールを実施する担当課、パトロール巡回エリアの学校長、福生警察署生活安全課、児童の登下校時の見守りを委託しているシルバー人材センターを想定しております。

46ページをご覧ください。5「対応レベル」についてご説明いたします。3段階を想定しており、レベル1対応は安全教育の普及啓発等を目的に毎月10日に市内全域で実施するパトロールとなります。

レベル2の対応は声掛け等の不審者情報を入電した際に実施する対応で、先ほどのフロー図でご説明した内容となります。この場合に巡回エリアは発生場所の中学校区域となります。

レベル3対応は、昨年11月に市内で発生した刃物らしきものを所持した不審者等、児童・生徒の安全をより一層確保する必要があると判断される場合の対応で、市内全域を対象に市長部局と連携を行いまして、児童・生徒の登下校時においてパトロールを実施いたします。

なおレベル1～3までの対応については、出先機関から本庁への交換便業務時等を想定しておりまして、現行の職員体制に影響を及ぼすものではございません。

6「巡回担当部署」ではレベル2対応における中学校区ごとの担当部署、出先機関を明示しております。

7「その他」でございますが、運用に当たっては事案ごとに教育部内での協議・報告を行って対応の改善を図ってまいります。本件につきましては8月30日の定例校長会においてもお伝えする予定でございます。

以上、報告第16号「青色防犯パトロールの運用について」のご説明といたします。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

はい、坂本委員。

**【坂本委員】** この運用についてというのは、今回初めてできたものでしょうか。

例えば、昨年の刃物を持った不審者が出たというときには、こういったものは実施していなかったということでしょうか。

【教育総務課長】 市の公用車で、その時点で青色パトロールカーのランプを持っていた自動車は3台程度でございました。その際は早朝に教育委員会の職員が時差出勤で早く来まして、8時半には小学生が学校に入りますので、8時10分頃からパトロールカーで出動しておりました。

その時は、このような運用についての基準はこれまでございませんで、今回初めて作ったものでございます。以上です。

【教育長】 他にはいかがでしょうか。ないようでしたら、質疑を終わります。お諮りいたします。報告第16号は、報告のとおり承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって報告第16号は報告のとおり承認することといたします。

次に日程第8、報告第17号「福生市立学校生理用品配置に係る実証実験について」を議題といたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。勝山参事。

【参事兼教育指導課長】 それでは、「福生市立学校生理用品配置に係る実証実験について」のご報告をいたします。資料は、51ページをご覧ください。

まず、1「背景」でございます。東京都教育委員会は令和3年9月から経済的な理由で生理用品を手に入れられない生徒に対応するため、都立学校250校の女子トイレに公費で購入した生理用品を無料で置く取り組みを始めるとのことでございます。

そこで本市で実証実験を行う「目的」でございますが、モデル校での実証実験を通して生理用品を手に入れられない現状がどの程度あるのかを把握するとともに、生理用品を置く場所や方法を変えることで消費量の変化を分析し、その必要性について検証するためでございます。

4「モデル校」でございますが、福生第二小学校と福生第三中学校の2校といたします。

5、生理用品配置の「期間」でございますが、令和3年10月1日から12月24日までを予定してございます。7、実証実験の「スケジュール」でございますが、9月に児童・生徒及び教職員を対象とした事前アンケートを実施し、これまでの経験等について情報を収集いたします。10月から12月までの3カ月に実証実験を実施いたします。1月には児童・生徒及び教職員を対象とした事後アンケートを実施し、モデル期間中の生理用品の利活用や感想等を収集し、実証実験の結果を検証してまいります。

なお、6「生理用品の供給等」にある想定数以上の需要があり実証実験期間中に不足が生じる場合には、その時点をもって実証実験を終了する予定でございます。

ご報告は、以上でございます。

**【教育長】** 内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

**【新藤委員】** このモデル校を選んだ理由というのは、特にあるのでしょうか。

**【参事兼教育指導課長】** お答えいたします。第二小学校及び第三中学校が小・中学校はそれぞれの両校長会会長であるということが1点。

もう一つは、「生理用品の供給等」に書いております必要数を計算する中で適切な生徒数、児童数の学校を選択した、以上の2点でございます。以上でございます。

**【教育長】** よろしいでしょうか。

**【新藤委員】** 分かりました。ありがとうございます。

ただ、本当にこの実験の目的を考えると外国の方が多い、あるいは経済状況、地域の問題も考えると、やはり第二中学校やその周辺のほうが、より目的に沿ったものかなと思ひまして、そのあたりはぜひ勘案した上で第三中学校ということなら第三中学校でよろしくお願いいたします。

**【教育長】** 承知しました。他にはいかがでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第17号は報告のとおり承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

**【教育長】** ご異議なしと認めます。よって報告第17号は報告のとおり承認することといたします。

次に日程第9、報告第18号「福生市立学校宿泊行事実施のためのガイドラインについて」を議題といたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。

**【参事兼教育指導課長】** それでは、「福生市立学校宿泊行事実施のためのガイドラインについて」のご報告をいたします。資料は55ページから68ページまでとなります。

令和3年8月5日付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項」の中では「修学旅行等についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童・生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止するのではなく適切な感染防止策を十分に講じたうえで、その実施について御配慮いただきたい」と記されております。

そこで令和3年度の宿泊行事の実施に当たり、コロナ禍にあっても可能な限りの感染防止策を講じて実施できるよう「福生市立学校コロナ禍における宿泊行事实施のためのガイドライン」を作成いたしました。

58ページをご覧ください。ここには児童・生徒への指導や参加の是非等の判断、環境の整備等具体的な感染防止策を記載いたしました。59ページには児童・生徒の集合等や交通機関を利用上の対策について。おめくりいただいた60ページには、食事施設や入場観覧施設の利用上の対策について。61ページには体験学習プログラム等、運営上の対策について。おめくりいただきまして、62ページには宿泊行事实施中に感染の疑われるような場面が発生したときの対応について記載してございます。

また、「宿泊施設向け依頼文」や「児童・生徒向け事前指導資料」、同意書の提出を求める「保護者宛て文書」につきましても各学校が作成しやすいよう63ページ以降に例文を掲載いたしました。

今後の感染状況等を注視しながら、可能な限り児童・生徒の体験的な学びが実施できるよう市教育委員会として各学校を支援してまいります。ご報告は以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。

これも初めて作ったわけですが、校長が判断して学校行事を行うわけですが、その判断の基準、学校がさまざまな指導をする上で助けになるように、具体的な内容を掲載しております。

質疑は他にございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第18号は報告のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

**【教育長】** ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって報告18号は報告のとおり承認することといたします。

次に日程第10、報告第19号「不登校傾向のある児童・生徒への支援と指導要録上の出



欠の取扱いに関するガイドラインについて」を議題といたします。勝山教育部参事より内容説明をお願いいたします。

【参事兼教育指導課長】 それでは「不登校傾向のある児童・生徒への支援と指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドラインについて」のご報告をいたします。資料は71ページから82ページまでとなります。

過去には「登校拒否」と表現されていた不登校でございますが、長年学校への復帰を前提とした支援が行われています。

しかしながら、平成28年の文部科学省通知「不登校児童・生徒への支援の在り方について」から「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく社会的に自立することを目指す必要がある」と不登校の児童・生徒の目標設定が大きく変わったところでございます。

また、同通知の中では不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保という視点からフリースクールなどの民間施設やICTを活用した学習支援についても明記されており、不登校児童・生徒の支援の在り方について考え方がここ数年で大きく変わってきております。

このような基本的な考え方を全ての教職員で共有し、学校が行うべきことを確実に行うことができるよう本ガイドラインを作成したところでございます。

それでは、73ページをご覧ください。「不登校傾向のある児童・生徒への支援に対する基本的な考え方」を示しました。下段の四角囲みに記載いたしましたとおり、不登校傾向のある児童・生徒を支援する主体は在籍校であることが重要なポイントだと考えております。

おめくりいただきまして、74ページをご覧ください。こちらは「不登校児童・生徒への支援の流れ」を理解していただくようフローチャートで示しました。75ページには「欠席児童・生徒の安全確認」について、こちらもフローチャートで示しました。適切な支援が必要な児童・生徒に対しては学校で抱え込むことなく、適切な関係機関と連携して対応することが大切だと考えております。

おめくりいただきまして、76ページでございます。こちらには、「指導要録上出席扱いとなる可能性がある取組」についてまとめてございます。当該児童・生徒の取り組みを指導要録上の出席扱いとするかの最終判断は在籍校の校長が行います。

しかし、その判断が困難であると考えられるフリースクール等につきましては、  
(1) 「学校外の公的機関や民間施設における相談・指導」の表の欄外に記しましたとおり校長と教育指導課職員が当該施設における取り組みを確認した上で判断することといたしました。(2) 「自宅においてICT等を活用した学習活動例」には本市で1人1

台端末として導入したiPadを活用した取り組みを記載いたしました。また、77ページには、これらの取り組みに対する評価について示しました。

78ページをご覧ください。こちらは「フリースクール等で相談・指導を受ける際の留意点」を示しました。79ページ、80ページは自宅で学習する児童・生徒の学習状況等を把握するため保護者と連携した取り組みが進められるよう、記録用紙の書式例を示してございます。

本ガイドラインの内容につきましては今後、全ての教員へ周知し不登校児童・生徒への適切な支援が各学校で行われるよう教育委員会として指導してまいります。ご報告は以上でございます。

**【教育長】** ありがとうございます。内容説明は終わりました。質疑がございましたら、お願いいたします。

**【坂本委員】** 先ほどの、「宿泊行事実施のためのガイドライン」を併せて見ていて、あまりにもこういったガイドラインや実施基準、先ほどの運用の基準だとかといろいろ出てきて、学校が覚えなくてはいけないもの、知らなくてはいけないものがどんどん増えていくばかりだなという気がします。

どれを見てもやっぱり重要なことですから、これだけ細かく丁寧にやらないと駄目なのは分かるのですが、あまり細かいものを出し過ぎると、かえって学校のほうでも、ここまでは面倒を見切れないやとなってしまうとも困ると思います。趣旨を徹底するような学校への指導をしていただき、何かあったときに困らないように、こういったものがあるから、それをちゃんと一回は見ておいてくださいというような方法で周知をしていただければと思います。

あまり学校の負担が大きくなり過ぎると結局は効果が期待できなくなってしまうという恐れもありますので、その辺は上手に運用をしていただければと思います。

それから、今のこの不登校の扱いについてですけれども、学校だけではなくて、例えば先ほどの教育相談に関係ある方々もある程度知っていたほうがいいと思いますので、そちらへの周知も併せてやっていただければと思います。以上です。

**【参事兼教育指導課長】** 貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。学校の負担にならないようにということは常に念頭に起きながら、今後は私どもの作成物についても考えてまいりたいと思います。

また、関係する部署に連絡が行き届いていないということが、連携した取り組みの中で非常に大きなマイナスポイントになるかと思っておりますので、今のご指導を受けてきちん

と様々な関係部署にも情報提供をしてみたい、このように考えてございます。以上でございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することにご異議はございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

【教育長】 ご異議なしと認めます。よって報告第19号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第11「その他報告事項」について、事務局から何かございますか。委員の皆さまからは何かございますか。それでは、ないようですので、「その他報告事項」を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年、第8回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。